

大阪市監査委員 坂 井 良 和
同 福 田 賢 治
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

平成 19 年度公の施設の指定管理者監査結果報告の提出について

(財団法人フィットネス 21 事業団及びグンゼスポーツ関西明装連合体)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項及び第 7 項の規定による平成 19 年度公の施設の指定管理者監査等を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 監査の概要

1 監査の期間

- (1) 平成 19 年 11 月 26 日から 12 月 7 日まで
- (2) 平成 20 年 1 月 28 日から 2 月 8 日まで

2 監査の対象

- (1) ア 指定管理者 財団法人 フィットネス 21 事業団
イ 施 設 此花屋内プール、西淀川屋内プール及び住之江屋内プール
ウ 所 管 局 環境局
- (2) ア 指定管理者 グンゼスポーツ関西明装連合体
イ 施 設 中央屋内プール、生野屋内プール及び城東屋内プール
ウ 所 管 局 ゆとりとみどり振興局

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、公の施設の指定管理者である財団法人フィットネス 21 事業団及びグンゼスポーツ関西明装連合体（以下両者をあわせて「管理団体」という。）における各施設の管理運営に係る出納その他の事務並びに各施設の所管局である環境局及びゆとりとみどり振興局（以下両局をあわせて「施設所管局」という。）における関連

事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成17年度及び18年度（財団法人フィットネス21事業団及び環境局については主として平成18年度）について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 関係法令、協定、仕様書等に基づき、適正に施設の管理業務がなされているか。
- イ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がなされているか。
- ウ 個人情報保護等の情報管理体制、事故等に対する安全管理体制に遺漏はないか。
- エ リスクの分担は適切になされているか。
- オ 施設所管局における管理団体に係る事務は適正になされているか。
- カ 管理運営状況の把握、評価は適切になされているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、実施した。なお、重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 施設の管理が関係法令、協定、仕様書等に基づき、適正になされているかについて、書面審査、実地調査等により確認した。
- イ 総勘定元帳等関係書類を検査し、書類間で整合性がとれているか確認した。
- ウ 施設が適正かつ効率的に運営されているかについて、協定、事業実施報告書等関係書類を確認するとともに、実地調査、関係職員等からの説明聴取により確認した。
- エ 情報管理、安全管理について、その体制及び体制の運営が適切になされているかについて、書面審査等により確認した。
- オ 施設所管局が管理団体に対して適時かつ的確に報告を求め、適切な指導を行っているかについて、書面調査、関係職員等からの説明聴取により確認した。
- カ 指定管理者制度導入の効果等について、関係職員等からの説明聴取により確認した。

第2 事務の概要

財団法人フィットネス21事業団は、公募により、環境局所管の此花屋内プール、西淀川屋内プール及び住之江屋内プールの指定管理者に選定された。なお、団体及び施設の概要は表-1のとおりである。

また、グンゼスポーツ関西明装連合体は、グンゼスポーツ株式会社及び関西明装株式会社からなる連合企業体であり、公募により、ゆとりとみどり振興局所管の中央屋内

プール、生野屋内プール及び城東屋内プールの指定管理者に選定された。なお、団体及び施設の概要は表－２のとおりである。

当該事業に係る平成 18 年度の収支状況及び利用者数推移は表－３及び表－４のとおりである。なお、表－３については、管理団体から提出された事業報告書記載のものを転載している。

表-1

団体の概要	財団法人 フィットネス21事業団 1 設立年月日 昭和61年3月29日 2 基本金 1億円(本市出せん0円) 3 役員数及び職員数(平成19年10月1日現在) 理事 8名(うち5名は非常勤) 監事 2名(非常勤) 職員73名 4 主な事業 ・健康増進事業(教室の開催、指導員派遣等) ・公共施設の事業受託等 (本市関係施設・・・東淀川体育館、淀川スポーツセンター、東淀川スポーツセンター、住之江スポーツセンター、都島屋内プール、東淀川屋内プール、いきいきエイジングセンター) ・障害者スポーツの啓発 ・体育・スポーツに関する調査研究 ・体育・スポーツ団体への助成			
	施設名	此花屋内プール	西淀川屋内プール	住之江屋内プール
設置目的	廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを活用した水泳等の場を提供し、又は当該エネルギーの活用に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、循環型社会の形成に関する市民の意識の高揚を図るとともに、市民の健康を増進すること			
所在地	此花区西九条5丁目4番21号	西淀川区大和田2丁目5番7号	住之江区北加賀屋5丁目3番47号	
内容 (主なもの)	25m×3コース 子ども用プール ジャグジープール 採暖室 トレーニングルーム	25m×5コース 幼児用プール ワールプール 採暖室 トレーニングルーム	25m×8コース ジャングルプール 流水マシン	
利用時間	9時から20時30分まで			
開館日数	306日	306日	300日	
利用者数	118,542人	146,249人	76,455人	
指定期間	平成18年4月1日から平成22年3月31日まで			
選定方法	公募(利用料金制)			
業務代行料	116,013,404円			
設置年月日	平成12年6月1日	平成6年7月1日	平成元年6月1日	

(注) 1 開館日数、利用者数及び業務代行料は平成18年度実績を示す。
 2 業務代行料は、平成19年12月20日に本市ホームページに掲載された平成18年度委託料支出一覧による。

表-2

団体の概要	ゲンゼスポーツ関西明装連合体 ゲンゼスポーツ株式会社（代表者） 1 設立年月日 昭和59年12月1日 2 資本金 80,000千円（本市出資0円） 3 役員数及び従業員数（平成19年10月1日現在） 取締役 3名 監査役 1名 従業員 98名（取締役兼務1名を除く。） 4 主な事業 ・会員制スポーツクラブの運営 ・スポーツスクール事業の運営 ・上記事業のコンサルタント業務		
	関西明装株式会社 1 設立年月日 昭和31年5月1日 2 資本金 80,935千円（本市出資0円） 3 役員数及び従業員数（平成19年10月1日現在） 取締役 10名 監査役 2名（うち1名は非常勤） 従業員 1,740名 4 主な事業 ・清掃保全維持管理並びに保守工事業務 ・設備に関する計画施工保全維持管理業務 ・保安警備管理業務		
施設名	中央屋内プール	生野屋内プール	城東屋内プール
設置目的	水泳等の場を提供することにより、市民の健康を増進するとともに、水泳等の普及振興に寄与すること		
所在地	中央区島之内2丁目7番8号	生野区桃谷3丁目8番18号	城東区関目2丁目17番45号
内容 (主なもの)	25m×6コース 幼児プール ジャグジープール トレーニングルーム	25m×8コース 幼児用プール ジャグジープール トレーニングルーム	25m×6コース 幼児用プール ジャグジープール トレーニングルーム
利用時間	9時から21時30分（土・日・祝日は20時30分）まで		
開館日数	307日	303日（305日）	303日（306日）
利用者数	105,829人	120,478人	156,680人
指定期間	平成17年4月1日から平成21年3月31日まで		
選定方法	公募（利用料金制）		
業務代行料	68,199,096円		
設置年月日	平成13年10月17日	平成13年2月19日	平成10年12月5日

- （注） 1 開館日数、利用者数及び業務代行料は平成18年度実績を示す。
 2 開館日数欄（）内はトレーニングルームのものを示す。
 3 利用者数は、平成19年12月27日に本市ホームページに掲載された指定管理者の管理運営に対する評価シートによる。
 4 業務代行料は、平成19年12月20日に本市ホームページに掲載された平成18年度委託料支出一覧による。

表－3

各施設の平成18年度収支状況

(単位：円)

区分	此花屋内プール	西淀川屋内プール	住之江屋内プール	計
利用料金収入	23,710,550	26,819,300	12,808,950	63,338,800
事業収入	22,425,600	48,851,750	27,283,400	98,560,750
その他収入	1,912,829	1,073,950	1,091,597	4,078,376
業務代行料	54,878,800	19,191,800	34,558,200	108,628,800
収入合計	102,927,779	95,936,800	75,742,147	274,606,726
人件費	50,725,064	50,747,309	34,561,746	136,034,119
物件費	48,797,033	44,889,184	40,061,036	133,747,253
支出合計	99,522,097	95,636,493	74,622,782	269,781,372
収支差	3,405,682	300,307	1,119,365	4,825,354

区分	中央屋内プール	生野屋内プール	城東屋内プール	計
利用料金収入	38,432,600	24,213,000	40,165,900	102,811,500
事業収入	18,959,400	28,909,000	54,052,100	101,920,500
その他収入	82,000	285,000	1,232,000	1,599,000
業務代行料	24,628,000	30,232,000	5,369,000	60,229,000
収入合計	82,102,000	83,639,000	100,819,000	266,560,000
人件費	37,379,000	37,734,000	42,215,000	117,328,000
物件費	56,374,000	50,705,000	57,026,000	164,105,000
支出合計	93,753,000	88,439,000	99,241,000	281,433,000
収支差	△ 11,651,000	△ 4,800,000	1,578,000	△ 14,873,000

表－4

各施設の利用者数推移

(単位：人)

施設所管局	環境局			ゆとりとみどり振興局		
	此花	西淀川	住之江	中央	生野	城東
平成15年度	108,657	133,282	70,679	95,897	122,579	144,367
平成16年度	112,382	128,889	68,864	103,840	128,654	149,321
平成17年度	101,757	128,536	70,249	98,998	114,702	140,547
平成18年度	118,542	146,249	76,455	105,829	120,478	156,680

(注) ゴシック部分は、指定管理者制度導入後のものを示す。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり改善、検討すべき点が認められたので、これらに留意し、適正かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 経理事務について

(1) チェック体制について改善を要するもの

ゆとりとみどり振興局所管の生野屋内プール及び城東屋内プールにおいては、出納事務が体系的に整理されておらず、複数担当者によるチェックがなされていないケースが見受けられた。とりわけ、城東屋内プールでは総括責任者のみによる事務執行が常態化していたので、改善されたい。

(指定管理者)

(2) 決算整理について改善を要するもの

環境局所管の各施設の経費の金額について、局に提出された事業報告書記載の金額と、指定管理者の総勘定元帳の年度末における金額が異なっていた。これは、各施設に係る共通経費については当初管理部門で計上し、年度末に相当金額を各施設部門に振り替えているとのことであったが、振替金額の積算根拠が明確ではなかったため、改善されたい。

(指定管理者)

(3) 金券管理方法の改善を要するもの

環境局所管各施設では、プールを利用する場合は券売機で1日券等を購入する仕組みとなっているが、回数券等を誤って購入した場合は、利用券等と引き換えに返金される。券売機上は返金入力できないため、収入日報の裏面に添付している券売機の入金記録の合計票に返金のあった旨、金額を手書きで記載し、回収した回数券等は別途保管している。

住之江屋内プールにおいて保管している回数券を調査したところ、平成18年9月5日の3,500円返金したケースにおいて11枚あるべき高齢者回数券が6枚しか保管されていなかった。返金時の処理が適切になされたかを確認するために、回収された回数券等は収入日報の裏面に添付するよう改善されたい。

(指定管理者)

2 個人情報保護について注意を要するもの

各施設では、教室など主として自主事業実施の必要性から利用者の個人情報を取り扱っているが、ゆとりとみどり振興局所管施設の一部において、関係者以外が個人情報に容易に接近できる状況が見受けられたので、施設の所管局として指定管理者の個人情

報の取扱いについて、統一的な基準を定め、各施設において適切に個人情報の保護がなされるよう指導されたい。

(ゆとりとみどり振興局)

3 事業報告書について注意、改善を要するもの

ゆとりとみどり振興局に提出された中央屋内プール、生野屋内プール及び城東屋内プールに係る事業報告書において、利用人数や収支状況の数値に整合性を欠くものや集計誤りなどが相当数見受けられたので、注意されたい。ゆとりとみどり振興局においては、事業計画とのかい離等も含めて内容について確認し、誤り等があれば再提出を求めると、指定管理者から提出された事業報告書の内容について確認するよう改善された。

(ゆとりとみどり振興局)

4 要員の配置について改善を要するもの

ゆとりとみどり振興局所管施設において、次のとおり、要員配置について協定書等に定められた事項が満たされていない状況が見受けられた。

- (1) 要員配置については、大阪市立中央・生野・城東屋内プール管理業務仕様書において人数、必要な資格等が定められているが、生野屋内プール及び城東屋内プールにおいて勤務シフト表を確認したところ、これらを満たしていない時間帯が恒常的にみられたので、改善されたい。

なお、局の巡回報告書では、両施設とも平成 17 年度ないし 19 年度において、配置人員について問題があることが報告されている。生野屋内プールについては、局から口頭により改善についての指導がなされていたが、改善されていなかった。また城東屋内プールについては、局が改善されていない状況を把握していなかった。実効性のある指導、監督方法や状況把握方法について改善されたい。

- (2) プールの管理運営については、大阪市立中央・生野・城東屋内プール管理業務仕様書において、日本赤十字社の水上安全法救助員及び救急法救助員の資格を有した主任責任者を配置することとされているが、城東屋内プールでは平成 18 年 12 月 1 日にこれらの資格を有した総括責任者が転出して以来、有資格者のいない状態が継続していたので改善されたい。

なお、平成 19 年度より指定管理者からの自己申告制度が実施されているが、これらの点については報告されていなかった。また、これらの点について局は把握していなかったため、あわせて改善されたい。

(ゆとりとみどり振興局)

5 申請時の計画との比較、分析の要のあるもの

指定管理者指定申請にあたって提出された収支計画書と施設所管局に提出された事業報告書に記載されている収支状況の収入科目及び支出科目が異なっているため、指定申請時に想定していた収支と実際の収支の比較、検討が十分になされていない状況が見受けられた。申請時と同一の科目での提出を求めたうえで、自主事業の規模を精査するなど公的施設としての役割が十分果たされているかの観点も踏まえ、事業報告書に記載されている収支状況と収支計画書、年度ごとの収支状況などについて比較、分析を行うなど、指定管理者に対する適切な管理監督に努められたい。

(環境局、ゆとりとみどり振興局)

6 管理日誌について改善を要するもの

「此花屋内プールほか2施設管理業務仕様書」又は「中央・生野・城東屋内プール管理業務仕様書」別記の「プール監視業務仕様明細書」や「トレーニング場管理運営業務仕様明細書」では、決められた管理日誌を作成することとなっているが、様式が定められておらず、各施設において記載内容や取扱いが異なっていた。管理日誌は、施設所管局が指定管理者の日々の業務実態を把握するために必要であると考えられ、また仕様書の条項の履行確認にも関連するので、少なくとも管理日誌に記載すべき事項について整理したうえで、指定管理者に作成、管理を求めるよう改善されたい。

(環境局、ゆとりとみどり振興局)

(意見)

1 文書の保存について

文書の保存については、その一部について大阪府遊泳場条例等により、保存年限が定められているものがあるが、本市との基本協定書等においては何ら規定されたものがない。しかし、本市情報公開条例に基づく情報公開の対象となるものがあるので、保存すべき文書の範囲、保存年限などについて検討されたい。

(環境局、ゆとりとみどり振興局)

2 評価について

現在、評価の実施については一定認識され、平成18年12月に市政改革室が定めた「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」により総括的な評価は実施されているが、業務仕様書に定められた業務や指定申請時の提案内容の達成状況について具体的な評価基準が定められていない。実施の頻度、具体的な方法、指定管理者への通知なども含めた評価基準の設定について検討されたい。

(環境局、ゆとりとみどり振興局)

3 施設所管局による指導、監督について

指定管理者制度の意義は、民間活力を活用した効果的・効率的な施設の運営による住民サービスの向上にある。そして、指定管理者制度が本来の機能を発揮するよう、施設所管局は、公の施設の設置者として、指定管理者がコスト削減や利益追求を進めるあまり、不適切な管理運営を行っていないか、施設の安全対策や個人情報の保護をおろそかにしていないかなどを適切にモニタリング・評価しなければならないが、施設所管局は、指定管理者に対するチェック機能が全般的に不十分と言わざるを得ない。施設設置者として、基本協定書等に基づき、業務実施状況、施設の管理状況、経費の収支状況等を的確に把握するとともに、今後も指定管理者との連携を密にし、適切な指導、監督を行われたい。

(環境局、ゆとりとみどり振興局)